

仕様等に対する質問・回答書

令和 8 年 8 月 7 日

公 告 番 号	観第 6 8 号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	2 目的 「新規内容の追加」とあるが、隣県の表示以外に具体的にどのような情報を想定されているか。
回 答	特産品やご当地グルメ情報の拡充、森芸作品などのアートのスポット情報を想定しております。 ※現時点の想定です。追加情報は今後変更する場合があります。ご了承ください。

公 告 番 号	観第 6 8 号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	5 規格など (8) ③受託者が最新の情報を事前に確認とあるが、件数と内容の詳細を伺いたい。 また確認方法に指定はあるか。
回 答	300 件程度の想定であり、内容については、各事業所・観光スポット等の住所、営業時間、電話番号等を想定しています。 電話番号については、架電して確認することとし、その他の確認方法の指定はありません。 ※現時点の想定です。件数と内容は今後変更する場合があります。ご了承ください。

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	5 規格など (11) 成果品を作成する上で、受託者および第3者が保有する著作物を利用しなければならない場合、その著作物の著作権及び著作者人格権は受託者ならびに第3者に留保されるか。	
回 答	留保されません。 岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書6(3)に記載のとおり、成果品については、県において何ら制限を受けることなく二次使用することを想定しており、受託者および第三者が保有する著作権については、県が譲渡を受けるものとします。 また、「岡山観光WEB」や電子書籍ポータルサイト「オカヤマイーブックス」への掲載・公開、およびそれに伴うデータの加工・再配布に支障が生じないように、受託者および第三者による「著作者人格権の不行使」についてもあらかじめ合意・担保されるものとします。	

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	5 規格など 地図を作成にかかる測量成果の使用承認申請は、受託者が行う認識で問題ないか。	
回 答	ご認識のとおりです。	

公 告 番 号	観第68号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	本件業務仕様書 5 規格等 における以下項目についてご質問いたします。 (5)校正：校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うこと。 とありますが、設定スケジュール・納期を見越した場合、校正回数には限度があります。参考までに『直近の成果物（既存の「-旅まっぷ」）制作時に実施された校正回数の実績』を教えていただくことは可能でしょうか。
回 答	直近の成果物（既存の「-旅まっぷ」）の制作については、5～10 回程度、校正を行っております。 ※なお、直近の成果物については、既存のデータを改訂し、制作したものですので、校正回数はあくまで参考となります。

公 告 番 号	観第68号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	本件業務仕様書 5 規格等 における以下項目についてご質問いたします。 (8)記載内容：既存の「おかやま観光ガイド晴れの国おかやま旅まっぷ」に掲載されている内容をベースに、以下の内容を反映すること。 ①地図の掲載について… ・地図の表現方法は、既存の旅マップに準ずる… とありますが、これは『地図データは、直近の成果物（既存の「-旅まっぷ」）の電子データを流用する（今回の制作に合わせ適宜追記・改訂を行う）』という意味合いでしょうか。それとも『新たな地図データを作成し、表記内容（道路や地名、スポットなど）は全て既存のものに合わせて追記する』という事でしょうか。
回 答	直近の成果物（既存の「-旅まっぷ」）の電子データを流用するのではなく、新たな地図データを作成することとし、表記内容（道路や地名、スポットなど）は、既存のものを参考に、県と協議の上、厳選し、新たな地図データに記載していただきます。

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「公募型プロポーザル方式による技術提案実施広告」の 6 技術提案書の提出の(1)提出書類について (以下、質問です) 提案説明書の用紙サイズ、ページ数、縦横、綴じ方の指定はございますか？ また、PDF データの提出方法(クラウドストレージやファイル転送サービス利用など)を 教えてください。	
回 答	提案説明書の用紙サイズ、ページ数、縦横、綴じ方について、特に指定はありません。 PDF データの提出方法についても特に指定はありませんが、いただいたクラウドストレ ージやファイル転送サービスがこちらのシステム上、利用できない場合、県の大容量フ ァイル転送システムへのアップロードをお願いすることがあります。	

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「公募型プロポーザル方式による技術提案実施広告」の 7 技術提案書の審査の(1)審査法について (以下、質問です) 審査基準、評価項目、配点方法について事前にご教示いただくことは可能でしょうか？	
回 答	1. 審査基準・評価項目 以下の6項目を総合的に審査・評価いたします。 ● 業務内容の理解度 ● 提案内容の優良性 ● 提案内容の独創性 ● 業務遂行の安定性 ● 必要経費 ● 専門的知識 2. 配点方法 上記6項目につきましては、それぞれ同一の配点として公平に審査を行います。	

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「公募型プロポーザル方式による技術提案実施広告」の 7 技術提案書の提案書の(2)審査結果の通知方法について (以下、質問です) 技術提案書の提出後に、弊社からのプレゼンテーションや質疑応答の場を設けるご予定は ございますか？	
回 答	プレゼンテーションや質疑応答の場を設ける予定はございません。	

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書」の 2 目的について (以下、質問です) 令和5年に作成した「晴れの国おかやま旅マップ」の内容をベースに、とありますが、編集可能なAI データや地図データはご支給いただけるのでしょうか？ ※地図は現状のデータを修正する想定しておりますが認識に間違いがあればご指摘くださいませ。	
回 答	編集可能なAI データや地図データの提供はいたしません。記事面・地図面、共に「晴れの国おかやま旅マップ」の記載内容をベースに、今回の業務で新たに作成していただくものです。	

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書」の 5 規格等(8)記載内容①地図の掲載について (以下、質問です) 「基準線」(グリッド線)を設けるとありますが、ホームページ上のマップには基準線が入っていないように見受けられます。「基準線」を設けるとの認識でお間違いないでしょうか？	
回 答	ご認識のとおりです。	

公 告 番 号		観第68号
業 務 名		岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書」の 5 規格等(9)作業スケジュールについて (以下、質問です) 初稿を県から市町村等への照会していただいた後に、修正指示等の結果を県で取りまとめた上で、受託者へご連絡いただけるのでしょうか？	
回 答	ご認識のとおりです。	

公 告 番 号	観第68号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書」の 5 規格等(11)成果品の②について (以下、質問です) AI データのバージョンのご指定はございますか？
回 答	バージョンの指定はありません。

公 告 番 号	観第68号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書」の 5 規格等(14)納品方法について (以下、質問です) 梱包ですが、200 部ごとにクラフト梱包(茶紙で包んだ状態)を1つの段ボールにまとめて梱包・納品で問題ないでしょうか？
回 答	ご認識のとおりです。

公 告 番 号	観第68号
業 務 名	岡山県総合観光案内マップ制作業務
質 問 事 項	「岡山県総合観光案内マップ制作業務仕様書」の 6 その他について (以下、質問です) 印刷、地図制作、撮影等の一部業務を再委託することは可能でしょうか。 事前承認は必要でしょうか？
回 答	可能です。 ただし、事前に「再委託承認申請書」を提出いただき、県の承認を得る必要があります。